

郡上市産材住宅建設等支援 奨励金制度をご利用ください

郡上市では、郡上市産材の利用拡大と定住促進を図るため「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度」を実施しています。地域振興や市産材の需要拡大にご理解いただき、活用をご検討ください。



■対象者

奨励金を受けることができる人は、次のいずれも満たしている事が要件となります。

- ①郡上市内で平成27年3月31日までに住宅を購入、または、新築される人（完成し、転入同居する人）で、市が定める一定の要件を満たしている人。
- ②市税及びこれに準ずる納付金の滞納がない人。
- ③交付対象となった住宅に、完成後5年以上居住することが確実であると見込まれる人。

■奨励金の額

新規定住者（1）は、住宅の新築だけでなく、購入も対象になりますが、既定住者（2）は住宅を新築される場合に限ります。

（1）平成12年4月1日以降に郡上市民となられた人

①住宅を 新築・購入	+	②市内建築業者と契約 (新築木造住宅のみ)	+	②構造材の80%以上が 郡上市産材
10万円		20万円		20万円

※①～③の該当するものの合計額が奨励金の額となります。

例えば、①、②、③全てを満たす場合、50万円となります。

（2）上記以外の人

市内建築業者と契約 (新築木造住宅のみ)	かつ	構造材の80%以上が 郡上市産材
40万円		

■申込み・問い合わせ…

制度の詳細については、農林水産部林務課（☎67-2121）、または各振興事務所振興課まで問い合わせください。

なお、申請書等は郡上市ホームページでもダウンロードできます。